

# 一般財団法人日本赤十字社看護師同方会奨学資金貸与規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本赤十字社看護師同方会(以下、「本会」という。)定款第4条第3号の規定に基づき、学業、健康ともに良好な者で、第2条の各号のいずれかに該当し、かつ経済的理由により修学困難な者に対し、修学を容易にするために本会が貸与する奨学資金について必要な事項を定めることを目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 奨学資金は次の各号の在學生に貸与する。

- 一 日本赤十字社が経営する赤十字看護専門学校(以下「学校」という。)の在學生及び学校法人日本赤十字学園が経営する看護大学(以下「大学」という。)の在學生
- 二 学校法人日本赤十字学園が経営する看護大学大学院、又は赤十字施設に在籍し赤十字以外の看護大学大学院の研究科(以下「大学院」という。)の在學生

### (奨学資金の財源)

第3条 奨学資金は寄附金をもってこれにあてる。

### (奨学資金の額及び貸与人員)

第4条 奨学資金の額は、次の区分により本人の希望その他諸種の事情を考慮して理事会の議決を経て理事長が決定する。

- 一 第2条第1号の在學生(以下「看護學生」という。)の場合は1人月30,000円とし、貸与人数は当該年度の予算の範囲内とする。
- 二 第2条第2号の在學生(以下「大学院生」という。)の場合は、一時金として1人1,000,000円とし、貸与人数は当該年度の予算の範囲内とする。

## 第2章 奨学生の決定及び奨学資金の交付

### (奨学資金の申請)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする看護学生は、本人の在学する学校の学校長又は大学の学長の推薦により、大学院生は、本人の在学する大学院の学長又は施設長の推薦により、次の各号に掲げる書類を理事長に提出する。なお、同学校、大学、大学院から複数人の申請がある場合は、学校、大学、大学院が推薦順位を付し提出する。

- 一 看護学生の場合は学校長又は学長の、大学院生の場合は学長又は施設長の推薦書（様式1-1、1-2）
- 二 奨学資金貸与申請書（様式2-1、2-2）
- 三 誓約書（様式3）

2 申請書の提出は、当該年度6月30日までとする。ただし、奨学資金予算に余裕がある場合は、当該年度10月末にも申請書を受付けることができる。

### (連帯保証人)

第6条 奨学資金貸与申請をしようとする者は、父母又はこれに代わる独立の生計を営んでいる者の中から、連帯保証人1人をたてなければならない。

### (奨学生の決定と貸与番号)

第7条 奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

- 2 貸与及び返還手続きを円滑に行うために、奨学資金の貸与が決定した者には、それぞれ貸与番号を付す。
- 3 貸与番号は別表によるものとする。

### (奨学資金の交付)

第8条 奨学資金の貸与開始時期は、原則として毎年4月からとする。

- 2 看護学生に対する奨学資金は、当該年度上半期及び下半期に奨学生の在学する学校の学校長又は大学の学長に通知してから本人に交付する。
- 3 大学院生に対する奨学資金は、奨学生の在学する大学院の学長又は施設長に通知してから本人に交付する。
- 4 奨学資金の貸与が決定した者は、奨学資金振込口座届（様式4）を提出する。

- 5 奨学資金が振込まれたときは、看護学生の場合は、本人の在学する学校の学校長又は大学の学長を経て奨学資金領収書（様式5-1）を、大学院生の場合は、本人の在学する大学院の学長又は施設長を経て奨学資金領収書（様式5-2）を理事長に提出する。

（奨学資金借用証書の提出）

- 第9条 奨学資金の貸与期間が終了したとき、又は全額を受領したときは、貸与した奨学資金の全額について、連帯保証人と連署の上、看護学生の場合は、本人の在学する学校の学校長又は大学の学長を経て奨学資金借用証書（様式6-1）と奨学資金返還計画書（様式7）を、大学院生の場合は、本人の在学する大学院の学長又は施設長を経て奨学資金借用証書（様式6-2）と奨学資金返還計画書（様式7）を、理事長に提出する。

（異動届の提出）

- 第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、看護学生の場合は、本人の在学する学校の学校長、又は大学の学長を、大学院生の場合は、本人の在学する大学院の学長、又は施設長を経て、10日以内に異動届を理事長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のため届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出る。

- 一 休学、留年、転学、退学しようとするとき、及び第12条に該当すると認められるときは、異動届（氏名・住所変更以外の場合）（様式8）を提出する。
- 二 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動のあったときは異動届（氏名・住所変更の場合）（様式9-1）を提出する。
- 三 連帯保証人が交代したときは、連帯保証人交代届（様式9-2）及び誓約書（様式9-3）を提出する。
- 四 奨学資金振込口座の氏名、銀行を変更するとき並びに合併、統廃合等により銀行名、支店名が変更したときは、奨学資金振込口座変更届（様式9-4）を提出する。

（奨学資金の休止及び再開・貸与期間の延長）

- 第11条 奨学生が休学又は留年したときは、その期間、奨学資金の貸与を休止する。
- 2 奨学生が復学又は進級し、奨学資金の再開又は貸与期間の延長を希望したときは、復学（進級）に伴う奨学資金貸与再開及び貸与期間の延長願（様式10）を提出することによって、奨学資金貸与の再開ができる。

(奨学資金の打切り)

第12条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学資金の貸与を打切る。

- 一 休学又は留年期間が1カ年を超えたとき
- 二 転学・退学するとき
- 三 奨学資金を必要としない事由が生じたとき
- 四 奨学生が死亡したとき

### 第3章 奨学資金の返還

(奨学資金の返還並びに返還猶予)

第13条 奨学資金は、次の各号により返還しなければならない。

- 一 返還金は貸与金の全額とする。
  - 二 返還期間は、看護学生は卒業後、奨学資金貸与期間を超えないものとする。大学院生は修士課程修了後、又は引き続き博士課程に進む場合は、博士課程修了後3年以内とする。
  - 三 返還の方法は、奨学資金返還計画書のとおりとする。ただし、第12条で打切られた場合は、原則として3カ月以内に全額を一括して返還しなければならない。
  - 四 やむをえない理由により、奨学資金返還計画に変更が生じた場合は、奨学資金返還計画書を再提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、連帯保証人から学長・学校長を経て理事長に返還猶予の願い出があったときは、理事長は1年を期限として返還を猶予することがある。(様式11-1、11-2)
- 一 災害又は疾病により、就業を継続できず、返還が著しく困難になったとき
  - 二 その他、やむを得ない事由によって、返還が困難になったとき

(連帯保証人による返還)

第14条 前条第2項の規定により奨学資金の返還を猶予された者が、猶予期間を超えてなお返還できない場合は、連帯保証人が返還しなければならない。

(奨学資金の返還免除)

第15条 奨学生または奨学資金借用者が死亡、又は疾病及び事故により精神若しくは、身体の機能に高度の障害を残して労働能力を失い、奨学資金返還残額の全部又は一部について返還不能となり、連帯保証人から学長・学校長を経て理事長に奨学金返還残額の返還免除願(全額又は一部)(様式12)が提出されたときは、理事長は理事会の議決を経て、その全額又は一部を免除することがある。

#### 第4章 補則

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

- 附則
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
  - 2 この規程施行以前に「財団法人日本赤十字社看護師同方会奨学資金貸与規程」によって決定した奨学資金の貸与及び返還については、返還が終了するまでは、従前の規程によるものとする。
- 附則 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この改正規程は、2021年4月1日から施行する。
- 附則 この改正規程は、2023年4月1日から施行する。